

平成23年度第2回食の安全・食育推進協議会 資料



岡山県マスコット
ももっち

	ページ
1 岡山県食の安全・安心推進施策について	
食の安全・安心推進施策実施状況	1
生食用食肉による食中毒防止対策	10
遺伝子組換え微生物を利用した添加物	11
食品の放射性物質	13
リスクコミュニケーター	15
2 岡山県食育推進施策の実施状況について	
食育推進施策実施状況	18
おかやま食育推進協賛事業認定状況	21
3 岡山県食品衛生監視指導計画について	22
4 食の安全・安心推進計画及び食育推進計画の策定について	
食の安全・安心推進計画の策定	23
食育推進計画の策定	25

食の安全・安心推進施策実施状況

基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

施策の方向1 農林水産物・畜産物の生産における食の安全確保

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
1	農産物等のトレーサビリティシステムの充実	農水(農産)	食の安全と安心に対する県民の関心の高まり等を踏まえ、「食卓から農場へ」食品の履歴を遡ることのできる仕組み(トレーサビリティシステム)の普及と定着化に対し支援する。		引き続き実施した。 米については、改正食糧法及び米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)の施行に伴い、米穀等取扱事業者を対象とした研修会の開催(4回)や、監視指導を実施した。	
		農水(畜産)	「農場から食卓まで」の生産履歴情報を提供するトレーサビリティシステムを構築し、県産牛肉に対する消費者の信頼を確保するとともに、県産牛肉の生産振興と地産地消を推進する。		引き続き実施する。 トレーサビリティシステム「牛の里おかもまモーランド」の検索件数34,000件 引き続き実施する(34,000件)。	
新1	農産物でのGAP手法の推進	農水(農産)	岡山県GAP推進協議会において、GAP指導員養成研修会の開催等を通じ、産地の実態に応じたGAP手法の導入を推進する。		指導員資質向上研修会(9月、12月)の開催 岡山県GAP推進セミナー(1月)の開催 GAP導入モデル地区の支援(5地区) 選果場GAP指針の策定 生産者向けパンフレットの作成 指導員資質向上研修会(8月、11月)の開催 岡山県GAP推進セミナー(1月)の開催 GAP導入モデル地区の支援(5地区)	
3	生産段階のBSE対策の推進	農水(畜産)	生産段階のBSE対策として、牛飼養農家への立入検査、飼料製造工場への立入検査、生産者・消費者への情報提供、死亡牛BSE検査の4点を重点的に実施する。	飼料製造工場に対する監視指導	9件 引き続き実施する。	14件以上 14件以上
				畜産農家に対する飼料給与の監視・指導	73件 引き続き実施する。	140件以上 140件以上
				畜産農家に対する牛の監視・指導	2,671戸 2,054戸を目標に実施する。	全戸×2回以上 全戸×2回以上
				死亡牛のBSE検査	451頭 500頭を目標に実施する。	24ヶ月齢以上全て 24ヶ月齢以上全て
4	BSEスクリーニング検査	保福(生衛)	と畜場で解体処理されるすべての牛を対象に、BSEスクリーニング検査を実施し、陰性が確認されたものだけを食肉として流通させている。	と畜場におけるスクリーニング検査の実施	3,546頭 引き続き全頭について実施する。	全頭 全頭
5	高病原性鳥インフルエンザ発生防止対策	農水(畜産)	高病原性鳥インフルエンザ対策として、全養鶏農家に対して立入検査を実施し、100羽以上の家きん飼養農場について抽出検査による強化モニタリングを実施するとともに、月1回の定点モニタリング検査や異常鶏の病性鑑定を行い発生防止に努める。	死亡羽数の報告徴求	201戸 183戸を目標に実施する。	
				モニタリング(定点)	135戸 引き続き実施する。	15戸×12ヶ月 15戸×12ヶ月
				養鶏農場への立入検査	561戸 400戸を目標に実施する。	全戸×2回 全戸×2回

施策の方向2 食品の加工・製造に対する安全対策の充実強化

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
6	加工・製造・調理施設等に対する監視指導	保福(生衛)	通常監視、集中監視及び重点監視を実施し、営業施設に対する効率的な監視指導を行う。	加工・製造・調理施設等に対する目標監視件数達成率	99% 目標監視件数 28,362件 監視件数 28,086件 監視指導計画に基づいて実施する。	100%以上 100%以上
7	HACCPシステムの導入支援	保福(生衛)	重点対象施設について、HACCP手法を用いた衛生管理の導入の推進を図る。また、総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導を実施する。		承認済み施設について監視指導実施3施設に対して9回立入(1施設承認返上) 重点対象施設に対するHACCP手法の導入指導や承認済み施設に対する監視指導を引き続き行う。	
8	社会福祉施設等給食施設一斉点検	保福(生衛)	食中毒ハイリスクグループに給食を提供する学校・医療機関・社会福祉施設等給食施設に対して一斉点検を実施する。	社会福祉施設一斉点検期間監視達成率	【一斉点検】(4~6月) 76% 点検施設数 394施設 (対象施設数 517施設) 引き続き実施する。	90%以上 90%以上
9	大量調理施設に対する監視	保福(生衛)	大規模な仕出し・弁当屋・ホテル・飲食店等に対して、国が示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠した一斉点検を実施する。また、年間を通じた監視指導を実施する。	大量調理施設に対する監視達成率	【一斉点検】(8~9月) 97% 監視施設数 73施設 (目標施設数 75施設) 【年間】 立入施設数 337施設 (監視目標施設数 256施設) 年間を通じて、対象施設に対し、適切な監視指導を実施する。	100%以上 100%以上
10	水産食品の衛生確保のための指導	保福(生衛)	カキ及びふぐによる事故を防ぐため、講習会及び監視指導を実施する。		フグ調理所一斉点検(11月) 点検施設数 227施設 ナシフグ調理所 点検施設数 3施設 引き続き実施する。	
11	学校給食衛生管理講習会	教育(保体)	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭・学校栄養職員の下資及び技能を図ることを目的として実施する。		岡山県下の栄養教諭・学校栄養職員を対象に平成23年11月24日県総合教育センターにて開催。(出席者151名) ☆衛生管理に関する指導者を学校給食調理施設へ派遣し、「学校給食衛生管理基準」の状況調査を行い、衛生管理の徹底を図るための改善指導を行う。(15箇所(4月~12月)) 岡山県下の栄養教諭・学校栄養職員を対象に平成24年11月20日県総合教育センターにて開催予定。 ☆衛生管理に関する指導者を学校給食調理施設へ派遣し、「学校給食衛生管理基準」の状況調査を行い、衛生管理の徹底を図るための改善指導を行う。(予定7箇所(4月~12月))	
12	給食施設管理者・従事者研修会の開催	保福(健推)	給食施設の管理者・従事者に対して、栄養管理・衛生管理等について研修を行い、利用者の健康保持、増進を図る。		県内5保健所・4支所で「給食施設管理者教育研修会」「給食施設従事者研修会」を実施している。関係団体(岡山県給食協議会、岡山県栄養士会)に研修の企画及び実施を委託し、効果的かつ効果的に実施した。 引き続き実施する。	
13	食品媒介感染症患者等の発生情報の提供	保福(健推)	県内の感染症発生状況を「感染症週報」として情報提供するとともに、腸管出血性大腸菌感染症については、「注意報」、「警報」を発令して注意を呼びかける。		6月23日:腸管出血性大腸菌感染症注意報発令 引き続き実施する。	

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
14	食中毒発生防止の啓発活動	保福(生衛)	パンフレットの作成配布、情報誌・ラジオ及びホームページなどを活用しての啓発活動を行う。	講習会、研修会の開催	31回	19回以上
					引き続き啓発活動を実施する。	19回以上
				街頭キャンペーン	27回	13回以上
					引き続き啓発活動を実施する。	13回以上
15	食品衛生月間	保福(生衛)	8月の食品衛生月間に各種の普及啓発事業を行う。	横断幕等の設置	8回	3回以上
					引き続き実施する。	3回以上
				啓発チラシの配布	10,212枚	9,000枚以上
					引き続き実施する。	9,000枚以上
16	食中毒注意報の発令	保福(生衛)	食中毒の発生しやすい気象条件等となり、食中毒の多発が予想される場合、食中毒注意報(警報)を発令し、食品の取り扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより食中毒発生防止と食品衛生意識の高揚を図る。	夏季 6月22日:食中毒注意報発令 冬季 12月8日:食中毒(ノロウイルス)注意報発令		
					引き続き発令し、啓発に努める。	
17	食中毒発生時の調査	保福(生衛)	有症苦情及び食中毒発生時に関係者からの聞き取り、関係食品の検査及び検便の実施等により原因の追及を行い再発の防止を行う。		23年 食中毒事件 6件 有症者数 137名	

施策の方向3 生産・加工・製造者への普及啓発

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
18	農業の安全・適正使用指導	農水(農産)	残留農薬のポジティブリスト制度に対応し、農薬使用基準の遵守を徹底するとともに、近接した他作物への飛散防止対策の推進等により、農薬に起因する危害及び農薬残留の防止に万全を図る。	農業管理指導員認定研修会開催数	6回 (5/24,7/19,11/11,12/7,2/3,2/8)	6回以上
					引き続き実施する。	6回以上
19	養殖魚の水産用医薬品の残留検査	農水(水産)	県下の養殖場において、出荷前のアマゴ(ヒラメ)の水産用医薬品残留検査を実施して、製品の安全性を確保する。	養殖場監視指導達成率	74%(35/47経営体)	100%
					100%(50/50経営体)を目標に実施する。	100%
20	貝類汚染監視調査	農水(水産)	アサリやカキといった二枚貝の貝毒検査等を行うとともに、貝毒プランクトンの出現状況の調査を行い、食中毒被害の防止に努める。	貝毒検査件数達成率	49件	68件以上
					引き続き実施する。	68件以上
				ノロウイルス調査検体数	101検体	150検体以上
					引き続き実施する。	150検体以上
21	おかやま有機無農薬農業の推進	農水(農産)	自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進する。	有機無農薬農産物の生産	入門研修会(8月)や現地研修会(11月)の開催、生産拡大のための条件整備等により、生産量の拡大を図った。	H23 1,600t/年
					入門研修会(8月)や現地研修会(11月)の開催、生産拡大のための条件整備等により、生産量の拡大を図る。	
22	添加物使用の法遵守指導	保福(生衛)	添加物を添加又は使用している食品の加工・製造施設に対し、立入検査時に、添加物の使用基準に沿って使用するよう指導するとともに、必要に応じて検査を実施する。		監視件数 406件 (対象施設数 286施設)	
					引き続き実施する。	

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
23	営業者・従事者向け普及啓発講習会	保福 (生衛)	講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図る。		開催数83回,参加者延べ3,554人 《内訳》 営業者・従事者向 58回 参加者延べ 2,061人 集団給食従事者向 25回 参加者延べ 1,493人 引き続き実施する。	
24	食品衛生責任者講習会	保福 (生衛)	全許可施設に設置する食品衛生責任者に対し、衛生管理、法令等の講習を行う。		食品衛生責任者初任時の講習 実施回数:17回 受講者数:1,488人 今後の実施予定:6回 食品衛生責任者初任時の講習会 実施予定:23回 食品衛生責任者再教育講習 製造業を対象 実施予定:9回	
25	岡山県学校給食研究協議大会	教育 (保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、その指導と管理運営の改善充実を図るため、当面する諸問題(衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究協議を行い、学校給食の充実発展に資する資質向上を図る。		主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成23年8月25日コンベックス岡山にて開催。(出席者686名) 主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成24年7月31日にコンベックス岡山にて開催予定。	

基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向1 県内流通食品の安全確保の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
26	県内流通食品の監視強化	保福(生衛)	食品販売施設等への立入検査を強化し、不良食品を発見、除去することにより、県内流通食品の安全を確保する。	大型食料品販売店への監視達成率	108% 監視件数 135施設 目標監視件数 125施設	100%以上
					引き続き監視指導及び検査等を実施する。	100%以上
27	健康食品等の監視の強化	保福(医薬)	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図る。	健康食品監視目標件数	健康食品販売業者への監視指導: 296件 期間: H23年7月1日～10月31日	300件
					引き続き実施する。	300件
28	食品衛生監視指導計画の策定	保福(生衛)	食品衛生法の規定による食品衛生監視指導計画を策定する。		県民意見を反映した平成23度岡山県食品衛生監視指導計画を実施体制を考慮し策定した。	
					県民意見を反映した平成24度岡山県食品衛生監視指導計画を実施体制を考慮し策定する。	
29	条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知	保福(生衛)	自主回収報告制度の周知を図り、不良食品等の適切で迅速な回収を促進する。		報告数 5件	
					引き続き、必要に応じて自主回収報告の徹底を指導する。	
30	条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表	保福(生衛)	人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通している場合、迅速に情報を公表し、健康危害の未然防止に努める。		公表数 0件	
					必要に応じて実施する。	

施策の方向2 食品表示の適正化の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
31	食品の表示合同点検	県生(安心) 保福(生衛) 農水(農産・水産)	関係部局が合同で、販売店や食品加工・製造施設へ立ち入り、食品衛生法やJAS法に基づく表示の点検を行う。	食品の表示の合同点検施設数	101施設(平成24年1月末現在)	92施設以上
					引き続き実施する。	92施設以上
32	JAS法等による適正表示の推進	県生(安心) 農水(農産・畜産・水産・林政)	JAS法等に係る適正表示の徹底を図るため、普及啓発や監視指導を推進する。	食品品質表示基準の遵守状況調査店舗数	195店舗 県民生活部 107店舗 農林水産部 88店舗(平成24年2月8日時点)	270店舗以上
					引き続き実施する	270店舗以上
34	食品表示に関する研修会等の開催	県生(安心) 保福(生衛) 農水(農産・水産)	消費者や製造業者等を対象とした研修会を開催、パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行う		<<暮らし安全安心課> 食品表示に関するパンフレットを県内の飲食店に配布	
					検討中	

施策の方向3 試験検査の強化

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
35	収去検査	保福(生衛)	県内で製造、流通及び販売されている食品について、成分規格等の検査を実施して安全性を確保する。	収去検査検体数	4,435件	5,000件以上
					引き続き実施する。	5,000件以上
36	県内流通農産物等の残留農薬・動物用医薬品検査	保福(生衛)	県内流通農産物等の残留農薬検査及び動物用医薬品の検査を実施する。	農産物等残留農薬・動物用医薬品検査検体数	293件	400件以上
					引き続き実施する。	400件以上
					残留農薬検査項目数	249項目
					引き続き実施する。	260項目

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
37	有害物質の汚染実態調査	保福(生衛)	県内流通の農産物、畜産物、魚介類を買い上げて、重金属、農薬、PCBなどの有害物質の検査を実施する。	有害物質の汚染実態調査検体数	299件	120件以上
					引き続き実施する。	120件以上
新2	県内流通輸入食品検査	保福(生衛)	県内流通輸入食品について収去検査及び試買検査を実施する。	輸入食品検査検体数	505件	465件以上
					引き続き実施する。	510件以上
38	県内流通食品のO157汚染調査	保福(生衛)	県内流通食品のO157汚染実態を調査し、汚染源の追求の一助とする。		1,753件(検出なし)	
					引き続き実施する。	
39	食品残留農薬等一日摂取実態調査	保福(生衛)	厚生労働省が行う食品残留農薬等一日摂取実態調査に参加し、国民が食事を介してどの程度の量の農薬等を摂取しているか把握し、食品の安全性を確認する。		農薬試験に関する国の考え方について大きな変更があったため、本事業を実施できなかった。	
					新たな国の考え方に対応するための検討が必要なため、実施できないと思われる。	
40	食肉等の動物用医薬品残留検査	保福(生衛)	県内で食肉処理される食肉について、抗生物質等の残留有害物質検査を実施して安全性を確保する。		1,024件	
					引き続き実施する。	
41	健康食品買上調査	保福(医薬)	健康食品の買い上げ調査を実施し、成分等の確認を行い無承認・無許可医薬品の一掃を図る。		9検体を検査	
					引き続き実施する。	
42	苦情食品の検査	保福(生衛)	消費者からの苦情に対して、原因を究明するために検査を実施する。		93件	
					引き続き実施する。	
43	生食用カキの検査	保福(生衛)	県内流通している生食用カキの検査を行い、生食用カキの安全性を確保する。		49件	
					引き続き実施する。	
44	食肉等の細菌汚染実態調査	保福(生衛)	県内で食肉処理される食肉について、細菌汚染実態を把握し、その結果を衛生指導に活用する。		408件	
					引き続き実施する。	
45	試験検査の業務管理(GLP)	保福(生衛)	試験検査の信頼性を確保するため、検査精度等の向上を図る。	内部点検の実施	8回	13回(立入検査回/年)
					引き続き実施する。	13回(立入検査回/年)
				外部精度管理調査への参加	51項目	51項目(延べ項目数)
					引き続き実施する。	51項目(延べ項目数)
46	学校給食用パン・めん採取調査等委託事業	教育(保体)	安全でおいしいパン、めんが児童生徒の学校給食に提供されることを目的に(財)岡山県学校給食会に委託して検査を実施する。		抜取調査を実施。(牛乳(4業者)、パン(19工場)、めん(9工場)、米飯(16工場))	
					平成24年度から実施はない。	
47	遺伝子組換え食品の検査	保福(生衛)	県内で製造、流通、販売されている食品について、遺伝子組換え食品の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。	遺伝子組み換え食品検査検体数	32件(県)大豆、とうもろこし等	45件
					引き続き実施する。	45件
48	アレルギー物質の検査	保福(生衛)	県内で製造、流通、販売されている食品について、アレルギー物質の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。	アレルギー検査検体数	39件 県:めん類、菓子類 (検査項目:小麦、そば)	30件
					引き続き実施する。	30件

基本方針3 リスクコミュニケーションの推進

施策の方向1 県民・食品関連事業者等・行政間における情報・意見交換の促進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
49	食環境整備事業(「栄養成分表示の店」登録事業)	保福(健推)	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、提供頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。おいしーヘルシー提供店の健康的なメニュー開発を支援する。	栄養成分表示に協力する施設	登録数:1,015施設 県保健所による取り組みと(社)岡山県栄養士会による取り組みが並行して行われており、新規の表示店が徐々に増加している。	1,020施設
					引き続き実施する。	1,060施設
50	食の安全サポーター拡大事業	推進会議	食の安全・安心の拡大に協力頂けるサポート企業(団体)を公募し、県民への積極的な情報提供を推進し、食の安全に対する正しい理解の拡大を図るとともに、官民一体での食の安全推進を図る。	食の安全サポーター登録団体数	65団体 情報配信 8回	70以上
					引き続き実施する。	75以上
51	ホームページ「食の安全・安心おかやま」の充実	推進会議	推進会議のホームページ「食の安全・安心おかやま」に食の安全・安心に関する情報を積極的に掲載し、内容をさらに充実する。	食の安全・安心おかやま(アクセス数)	11,498件 食品安全情報として種々の情報を掲載した。	34,000件以上
					引き続き積極的な掲載に努める。	34,000件以上
52	ホームページ「食べ物安全探検ねっと」の充実	推進会議	ホームページ「食の安全・安心おかやま」の情報を子ども向けにわかりやすく掲載し、食に対する関心が持てるよう内容をさらに充実させる。	食べ物探検ねっと(アクセス数)	3,230件 子供向けホームページのリンク集を設置した。	8,000件以上
					引き続き内容の充実に努める。	8,000件以上
53	ホームページ「健康おかやま21」の充実	保福(健推)	21世紀の県民健康づくり指針「健康おかやま21(食育含む)」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。		適宜更新した。	
					引き続き実施する。	
54	各種普及啓発媒体(冊子等)の作成	推進会議	消費者が知りたい食の安全・安心に関する情報についてテーマを絞り、それに沿った安全・安心についての情報を掲載した冊子を作成する。		肉の生食による食中毒予防啓発チラシ15,000枚作成	
					引き続き作成する。	
55	パブリックコメントの実施	各部局	県が基本的な政策等を決定する際に、県民からの意見・情報を意思決定に反映させるため、県民の意見を求める。		実績なし	
					必要に応じ実施する。	
57	栄養食品普及指導事業の実施	保福(健推)	各保健所で講習会を開催し、加工食品・外食の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する知識の普及を図る。		栄養表示基準制度講習会を各保健所1回以上実施した。	
					引き続き実施する。	
58	食の安全相談窓口の設置及び充実	保福(生衛)	食の安全に係る相談窓口として、保健所、くらし安全安心課、生活衛生課を主な窓口として設置し、県民からの相談に対して、的確かつ円滑に対応を行う。		1,897件(消費者313件、営業者489件、営業許可に関する相談1095件)	
					引き続き他部局と連携し、円滑に対応する。	
59	食品表示110番	県生(安心)	食品表示の相談や情報を受け、相談者に関係機関を紹介する他、関係機関へ情報提供、聴き取り、店舗調査を行う。		延べ相談件数 18件(12月末現在)	
					引き続き実施する。	

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
新3	食料自給率向上県民運動の推進	農水(農企)	食料自給率向上に向けた県民運動として、食料自給率向上月間の設定、講演会の開催など、各種啓発活動を実施し、県民の食料自給率に対する関心の醸成を図る。		<ul style="list-style-type: none"> 岡山あぐり総合フェア及び食料自給率向上推進大会の開催・食料自給率向上推進大賞表彰式(10/29) 啓発チラシ、野菜の種の街頭配布(10/1外) 県庁舎への懸垂幕の掲示(10月) 	
					引き続き実施する。	
60	地産地消の推進	農水(農企)	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> 「おかやま地産地消の日」の普及・定着 地産地消協力店の登録拡大 直売所の運営支援 地産地消弁当コンクールの開催 地産地消おかやま村の開催 コンビニ等との連携 	
					引き続き実施する。	
61	地場産物を活用した学校給食の推進	教育(保体)	学校と生産者等の関係者の連携協力のもと学校給食において地場産物を積極的に取り入れ食に関する指導において活用していくための方策等について実践的な調査研究を行う。		各種研修会等で実践例を紹介し、啓発とともに、生きた教材としての児童生徒に対する指導面の充実を図る。	
					引き続き実施する。	

施策の方向2 県民の食に関する科学的知識の向上

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
62	体験等を通じたリスクコミュニケーション	推進会議	消費者が不安を抱いている添加物、BSE、農薬等について教材を用いた解説や科学的な実験等を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく体験型の研修を講習会を実施する。また、食品の製造施設等の見学、意見交換会を通じてリスクコミュニケーションを図る。	視察体験型研修参加者	853人(累計) ≪平成23年度≫ 食品の生産、製造(加工)等の視察及び関係者による意見交換会の実施 実施回数:7回 参加者数:292人	900人(累計)
					食品の生産、製造(加工)等の視察及び関係者による意見交換会の実施 実施回数:5回程度 参加者数:50人程度/回	1,200人(累計)
				体験型講習会受講者数	6,572人(累計) ≪平成23年度≫ 手洗いチェッカーやATP測定器を用いた講習会を実施 受講者 1,850人	3,300人(累計)
					手洗いチェッカーやATP測定器を用いた講習会を実施する。	4,500人(累計)

基本方針4 協働の推進

施策の方向1 食の安全・食育推進協議会との協働

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
63	「食の安全・食育推進協議会」の運営	推進会議	食の安全・食育推進会議の第三者機関である岡山県食の安全・食育推進協議会の会議を年2回開催し、県の施策に対する提言をいただくとともに、食の安全に関する普及啓発事業に協力を願う。		第1回会議 8月30日開催(議題:計画の進捗状況について等) 第2回会議 3月15日開催 次期推進計画策定スケジュールに沿った開催を予定(年2回)	

施策の方向2 (社)食品衛生協会、愛育委員連合会、栄養改善協議会等による自主活動の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
64	「検定-晴れの国おかやまの食-」とリスクコミュニケーターの養成	推進会議	条例で規定される県の責務を果たすため、関係機関が連携して食の検定事業を実施するとともに、リスクコミュニケーターを養成する。	「検定-晴れの国おかやまの食-」の実施	目標回数を達成。 第1回 平成19年度 第2回 平成20年度 第3回 平成21年度	H24までに3回以上
				地域の指導者育成講習会(講座)の開催	目標回数を達成。 第1回 平成19年度 第2回 平成20年度 第3回 平成21年度	H24までに3回以上
				リスクコミュニケーター委嘱人数	目標人数を達成(258名)。	200人(累計) 225人(累計)
新4	リスクコミュニケーターの育成	推進会議	地域における食のリスクコミュニケーション活動を自主的に実施できるよう人材育成を図る。	育成研修受講者数	142人(8/25開催) 「食品のリスクを考えるフォーラム-食品と放射性物質-」など11回開催	140人(延べ人数)
					引き続き実施する。	160人(延べ人数)
66	食品衛生指導員による巡回指導	保福(生衛)	食品業界の自主管理として、食品衛生指導員が、食品取扱施設を巡回し、指導と助言を行う。		飲食店、喫茶店、食料品店を対象とした巡回指導を(社)岡山県食品衛生協会に委託実施。 指導件数:18,783件 簡易検査:1,430件(フードスタンプ等) 引き続き、飲食店、喫茶店、食料品店を対象とした巡回指導を(社)岡山県食品衛生協会に委託予定。 指導件数:12,500件以上 簡易検査:750件(フードスタンプ等)以上	

生食用食肉による食中毒防止対策

1 生食用食肉の規格基準

平成 23 年 4 月、富山県の焼肉チェーン店でユッケを原因とする腸管出血性大腸菌 O111 による食中毒が発生したことに端を発し、平成 23 年 10 月、生食用食肉の規格基準が新たに設定された。

◆生食用食肉の規格基準（概要）

生食用食肉：生食用食肉として販売される牛の食肉（内臓を除く。）で、ユッケ、タルタルステーキ（牛肉を細切し、調味したもの）、牛刺し及び牛タタキが含まれる。

<成分規格>

腸内細菌科菌群 陰性（記録を 1 年間保存）

<加工基準>

- ・専用設備、専用器具、専用の洗浄消毒設備の設置
- ・講習会を受講した者が調理（または監督の下に行う）
- ・枝肉から切り出した肉塊を速やかに加熱殺菌し、速やかに 4℃以下に冷却
※加熱殺菌：気密性のある容器包装に入れ、密封し、肉塊の表面から 1 cm 以上の部分までを 60℃で 2 分間以上加熱
- ・加熱殺菌された肉塊の検査（1 検体 25 g を 25 検体分）※年に 1 回以上必要

<表示基準>

- 生食用食肉を提供する店の店頭、包装した生食用食肉の表示において
- ・「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある」旨
 - ・「子供、高齢者、その他食中毒に対する抵抗力の弱い方は、食肉の生食を控える」旨を表示する
- など

2 県における取組・対策等

(1)関係者への周知、広報

- ・関係 9 団体（県食品衛生協会、県飲食業生活衛生同業組合等）へ文書による周知及び必要に応じ口頭説明を実施。
- ・関係営業施設に、各保健所から立入や郵送等により周知。
- ・県ホームページ、県広報紙への掲載、ラジオ（FM,RSK）放送により周知。

(2)生食用食肉取扱者認定講習会の開催

都道府県知事等が開催する講習会を受講した者が生食用食肉の加工を行える規定となったことから、平成 23 年 9 月 30 日、「生食用食肉取扱者認定講習会」を岡山市・倉敷市と共催で開催した（受講者 28 名）。

(3)監視指導

平成 23 年 12 月末までに、食肉処理施設、食肉販売施設、飲食店等 938 施設へ立入し、生食用食肉の規格基準に適合しない食肉を提供することがないように監視を行った。（生食用食肉を提供していた施設はなかった。）

平成 24 年度岡山県食品衛生監視指導計画でも、生食用食肉対策を「重点的に取り組む事項」と位置づけており、引き続き監視指導を徹底する。

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応

○ 本日、食品衛生法第11条第1項に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物「5'-イノシン酸二ナトリウム」と「5'-グアニル酸二ナトリウム」の安全性審査について、食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をいたしましたのでお知らせします。

1 経緯

遺伝子組換え食品及び添加物については、上記告示に基づき、厚生労働大臣の安全性審査を経た旨を公表されたものでなければ我が国での流通は認められていませんが、このたび、安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物(※)が輸入され国内で販売されていることが、これらの添加物の輸入販売業者であるキリン協和フーズ社の報告により判明しました。同社から得られた情報を分析したところ、これらの添加物は、食品衛生法に基づき定められた個別の添加物の成分規格を満たしており、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報はなく、厚生労働省としても現時点では安全上の問題は確認できないものでありますが、法令に基づき、本日食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をいたしました。

※これらの添加物(5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウム、この2つの混合物である5'-リボヌクレオチド二ナトリウム)はCheil Jedang社(CJ社: 本社は韓国)から輸入され、うち2種類についてキリン協和フーズ社から、さらに1種類についてCJジャパン社から報告があった。

※これらの添加物は年間600～700トン輸入されており、0.03%程度使用されていることから、約180～200万トン程度の加工食品に使用されている推計されている。(うまみ調味料の原材料として、たれ、つゆ、だし、スープ、ドレッシング、醤油、かまぼこななどの水産加工品、ハム、ソーセージなどの食肉製品など多種多様な加工食品に使用されている。)

2 現在の状況

これらの添加物は法令上の手続きを満たしていないことから、上記報告を受けた11月29日、キリン協和フーズ社に対し、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、安全性審査のために必要なデータの提出を指示しました。また、本日までにCJ社のインドネシア工場から輸入実績のある10社に対して、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示しました。

3 今後の対応

安全性が確認されるまでの間、輸入業者10社に対し輸入、販売を取りやめるよう指示しましたが、これらの添加物を使用して製造された食品の販売、流通の取りやめ等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしています。

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え
微生物を利用した添加物についての対応（第2報）

○ 今般、食品衛生法第11条第1項に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物「リボフラビン（ビタミンB2）」と「キシラナーゼ」が確認されたことから、その対応についてお知らせします。

1 経緯

上記告示に基づく厚生労働大臣の安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用した添加物の流通の判明及びその対応については、平成23年12月5日に公表を行ったところですが、当該事例を受け、同様の事例の有無について検疫所及び自治体を通じた調査を行っています。

今般、BASF ジャパン株式会社より、輸入したリボフラビン及びキシラナーゼ（※）が上記の安全性審査を経ていないこと、また、リボフラビンに関しては医薬品原料として輸入したものの一部を添加物に使用していたことの報告がありました。

同社から得られた情報を分析したところ、リボフラビンに関しては、我が国の薬事法に基づく登録がなされ、日本薬局方及び欧州薬局方に基づき定められた成分規格に適合しており、個別の食品添加物の成分規格を満たしています。また、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報は確認されていません。

一方、キシラナーゼに関しては、製造に係る詳細な情報を開発企業が保持しているため、現時点で食品安全委員会の評価に必要な資料の入手が困難と考えられます。

※ リボフラビンとキシラナーゼについて

リボフラビンは着色料や強化剤として使用され、清涼飲料水やたれ等の着色及び食品の栄養強化剤として使用されている。輸入量は、過去3年間（2009年～2011年12月現在）で、医薬品原料として約82トン（内約36トンを添加物として使用）。

キシラナーゼは酵素として製パン改良剤に使用されている。輸入量は、過去3年間（2009年～2011年12月現在）で0.6トン。

2 現在の状況

1) リボフラビンの取扱い

平成23年12月20日、BASF ジャパン株式会社に対し、当該リボフラビンの輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、食品安全委員会の安全性評価に必要な資料の提出を指示しました。

2) キシラナーゼの取扱い

また、平成23年12月21日に報告された、キシラナーゼについても輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、本日、同社を所管する自治体を通じ、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示しました。

※ キシラナーゼの回収により、パンの流通に影響が生じる可能性は少ないことを業者に確認している。

3 今後の対応

リボフラビンに関しては、食品安全委員会での食品健康影響評価に必要な資料が整い次第、法令に基づき速やかに諮問を行うこととしています。なお、安全性が確認されるまでの間、BASF ジャパン株式会社に対し輸入、販売を取りやめるよう指示しましたが、これらの添加物を使用して製造された食品の輸入、販売の取りやめの取扱いについては、改めて食品安全委員会の審議状況を踏まえて判断することとしています。

4 再発防止策

今回の事例は、医薬品原材料を食品添加物に使用した違反事例であり、今後、同様の事例が発生しないよう、改めて、業界団体を通じて関係事業者に対して注意喚起を行います。

食品の放射性物質にかかる新基準値と今後の県の対応

1 暫定規制値と4月からの新基準値（単位：Bq）

●放射性セシウムの暫定規制値

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

●放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
※乳児用食品	50



年間の許容線量：5 mSv

年間の許容線量：1 mSv

より一層の安全・安心のため

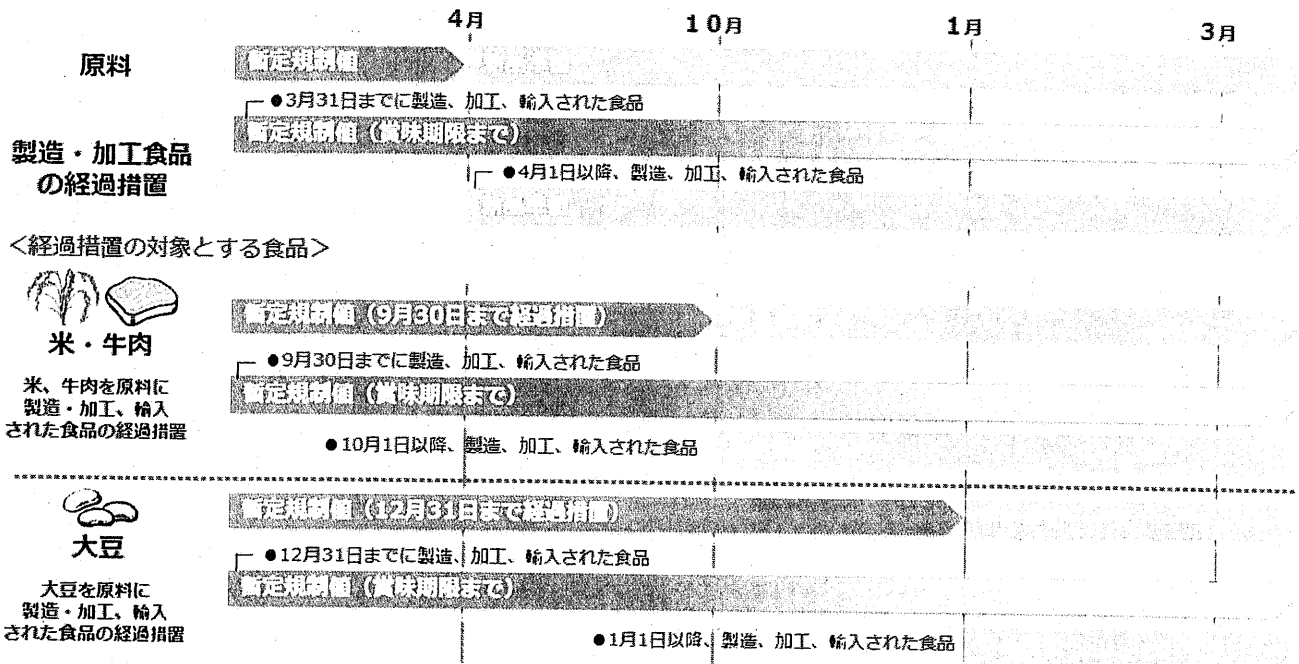
(厚生労働省による調査)

- 平成23年8月1日から11月16日に公表された実際のモニタリングデータから推定された実際の食品からの被ばく線量は、1 mSvと比べて相当小さな値(0.043～0.074mSv)。
- 平成23年9月及び11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を購入した結果では、食品からの放射性セシウムの摂取量は、年間0.002～0.02mSv程度。
- モニタリングデータによると、食品に含まれる放射性セシウムの量は、時間の経過とともに減少している。

(※参考：「乳児用食品」の範囲)

カテゴリー	含まれる食品の範囲
<p>●健康増進法第26条 第1項の規定に基づく 特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</p>	<p>■ 乳児用調製粉乳</p>
<p>●乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</p> <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。</p>	<p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルク等の粉ミルクを含む</p> <p>■ 乳幼児用食品 おやつ等</p> <p>■ ベビーフード</p> <p>■ 乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用</p> <p>ジュース</p> <p>■ その他 服薬補助ゼリー、栄養食品等</p>

3 経過措置



4 今後の対応

(国)

- ・リスクコミュニケーションの実施、政府広報等
- ・地方自治体への検査機器整備支援
- ・モニタリング検査のガイドラインの見直し、検査法の見直し
- ・食品の汚染状況や摂取状況の調査

(県)

- ・リスクコミュニケーションの実施、様々な媒体を活用しての広報
- ・県内流通食品の汚染実態把握のための調査（年間30件程度）

5 これまでの検査状況（概略）

(国)

検査総数 118,032件 うち規制値超過 1,162件 (0.98%)

(3月1日現在)

(県)

- ・汚染された稲わらを与えられた可能性のある牛肉(岡山市・倉敷市除く) 2件 (検出せず、48Bq)
 - ・県内産農産物(トマト、ぶどう、米) 各1件
 - ・県内産水産物(ひらめ、かき、のり) 各1件
- (いずれも検出せず)

リスクコミュニケーター（周知のお願い）

1 岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーターとは

岡山県では、消費者、食品等事業者、行政等との橋渡し役として、地域におけるリスクコミュニケーションを推進する役目を担う「岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーター」（以下、「リスクコミュニケーター」とします。）を平成19年度から育成しています。

リスクコミュニケーターには、主婦、会社員、食品関係業務従事者などさまざまな立場の方がおられ、現在258名の方が県に登録されています。

2 リスクコミュニケーターの活動

平成19年度に登録を開始して以降、専門的知識を向上する研修、コミュニケーション能力を高める研修等の受講により、リスクコミュニケーターを育成してきました。これまでは、リスクコミュニケーターが所属する地域や団体において、食品のリスクに対する考え方等を広めたり、得られた情報を還元してきました。

今後、より多くの方に食の安全に関する正しい知識や情報の普及を目的として、リスクコミュニケーターが活動できる範囲をさらに広げたいと考えています。

3 「リスクコミュニケーターがリスクコミュニケーションをサポートします」の周知のお願い

一般企業・団体が行う消費者対象の食の安全に関する事業などにおいて、リスクコミュニケーターが事業の企画や提案、事業における運営の手伝い、簡単な話題提供など、食の安全に関するリスクコミュニケーションのサポートを行いますので、周知をお願いできればと存じます。（別添チラシ参照）

岡山県
食の安全・
安心に関する

★平成24年度からスタートします！

リスクコミュニケーター が、

各種リスクコミュニケーションの

サポート をします



ももっち うらっち
岡山県マスコット

岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーターとは？

食の安全・安心に関する科学的な知見に基づいた情報を、周囲の人にわかりやすく説明し、消費者、食品等事業者、行政などの橋渡し役を担う人のことです。岡山県が平成19年度から育成しており、現在258名の方が登録しています。

●サポート内容

消費者の方を対象とした食の安全に関するリスクコミュニケーションや、地域における食の安全に関するイベントなどにおいて、**企画の提案、運営、説明、意見交換の司会**など、運営のサポートやコーディネートを行います。

【例】

- ・食の安全に関する企画の提案
- ・消費者を対象とした食品工場見学などの提案、運営
- ・食の安全・安心に関する講座(意見交換会)における司会や話題提供
- ・店頭において食の安全・安心に関する説明を行う など

●申込方法

裏面申込票に必要事項を記入し、下記へお申し込みください。
(おって担当から御連絡します。)

リスクコミュニケーションとは？

食品の安全性やリスクに関する情報を、いろいろな立場の人が共有し、意見を交換しながら科学的な知見に基づき、互いに理解を深めることです。



<お問い合わせ・申込先>

岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7338 FAX 086-231-1434

食の安全・安心に関する情報は、岡山県生活衛生課のホームページに掲載しています。

食の安全・安心おかやま

検索



岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーター依頼書

岡山県保健福祉部生活衛生課 あて FAX 086-231-1434

依頼者 (法人名又は氏名)	
依頼者住所	〒
御担当者名・連絡先	TEL FAX
講座・企画等の名称	
リスクコミュニケーターへの 依頼内容	1 食の安全に関する企画の提案 2 食の安全・安心に関する講座等の司会、コーディネート 3 食の安全・安心に関する講座等の話題提供 4 その他() 必要人数: 名
※依頼内容、御要望等を 詳しく御記入ください。	

食育推進施策実施状況

食育推進施策の方向 1 家庭での食事の大切さを実感し、正しい食習慣を身に付ける

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
1	朝食毎日食べよう大作戦	保 福 (健推)	朝食欠食率の高い若い世代に対して、朝食の大切さの普及啓発を実施し、「健康おかやま21」の目標である学童期の朝食摂取100%の達成に向けて、おにぎりづくりを中心とした普及啓発イベントを行う。		平成23年度朝食毎日食べよう大作戦 日時:平成23年8月11日(木) 場所:岡山県南部健康づくりセンター 対象:中学生20名及び教職員、保護者代表 内容:調理実習及び食育サットシステムによる食事バランスのチェック	
					引きつづき実施する。	
2	「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	教育 (生涯)	早寝、早起き、朝ごはんなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を一層推進するために、市町村をはじめ、学校、幼稚園やPTA等の関係団体、保健福祉部局等とも連携し、地域ぐるみで取組を推進する。		○11月のキャンペーン月間中の取組 ①学校園の取組:589校園 ②フアジャーノ岡山との連携によるポスター・チラシの作成・配付(保育所、幼稚園、小中高等学校、特別支援学校、大学、公民館等) ③テレビスポットの放映(11/1~14) ○キャンペーン月間後の取組 ・優良活動表彰(7学校園)	
					キャンペーン月間の取組を継続・発展させる。	

食育推進施策の方向 2 食を楽しみ、選択する力を付ける

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
3	栄養食品普及指導事業	保 福 (健推)	各保健所で講習会を開催し、加工食品・外食の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する知識の普及を図る。		栄養表示基準制度講習会を各保健所1回以上実施した。	実施回数 各保健所1回以上
					引き続き実施する	実施回数 各保健所1回以上
4	食環境整備事業 「栄養成分表示の店」登録事業	保 福 (健推)	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、提供頻度の高い献立5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。併せて、おいしーヘルシー提供店の健康的なメニュー開発を支援する。	栄養成分表示に協力する施設の数	栄養成分表示の店登録数 1,015施設 (H23.12末現在)	平成24年度 目標1,060施設
					引き続き実施する	平成24年度 目標1,060施設
5	給食施設管理者・従事者研修会の開催	保 福 (健推)	給食施設の管理者・従事者に対して、栄養管理・衛生管理等についての研修を行い、利用者の健康保持、増進を図る。		「給食施設管理者教育研修会」 8回 213施設参加 「給食施設従事者研修会」 15回 588施設参加 「岡山県特定給食管理者研修会(岡山県給食協議会委託) 参加者数:187人 「岡山県栄養士研修会(岡山県栄養士会)」 参加者数:76人	開催数 ①管理者 各保健所1回 ②従事者 各保健所2回
					引き続き実施する	開催数 ①管理者 各保健所・支所1回 ②従事者 各保健所・支所2回以上
6	健康づくり普及事業	保 福 (健推)	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施する。		栄養委員研修会、食生活講座を実施した。	
					引き続き実施する	

食育推進施策の方向 3 体験を通じた食育の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
7	ふるさと農林漁業少年団	農 水 (農産)	小中学生を対象として、市町村の地域・集落で農林漁業に関する少年団を組織し、農林漁業の体験学習、集落・地域子供農園の設置等を実施(岡山県農林漁業担い手育成財団)		少年団数:2少年団(新見・真庭)	
					引き続き実施する。	
8	農林業実践学習の里体験学習農園	農 水 (農産)	農作業や農村生活等の体験を通じて、農業に対する理解を深めるとともに、将来のたくましい担い手の育成を図るため、小・中学生等を対象に農作業の体験学習を実施(岡山県農林漁業担い手育成財団)		利用者数:655人(財団提供資料より) ※No.10の481人含む	
					引き続き実施する。	
9	学校給食用牛乳供給事業	農 水 (畜産)	(学校給食用牛乳の供給) 安全で質の高い県産牛乳を学校給食に継続して安定供給し、児童生徒の体位体力の向上と牛乳の消費拡大に役立てる。		(学校給食用牛乳の供給) 33,901,919本(200cc換算)を供給	(学校給食用牛乳の供給) 600校、 182,842名へ、 33,901,919本供給
					(学校給食用牛乳の供給) 596校、180,588名へ33,790,193本(200cc換算)を供給予定	596校、180,588名へ33,790,193本を供給
10	市民農園や空き農地等を活用した体験の推進	農 水 (農振)	市民農園や空き農地等を利用して、消費者自らが農産物を生産することにより、安心・安全な食材の供給、地産地消の推進を図る。		市民農園設置数 1カ所	設置数 2カ所
					市民農園設置目標 2カ所	設置数 2カ所

食育推進施策の方向 4 食育を進める人材の育成、活用

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
11	農業体験教育推進事業	農 水 (農産)	学校教育や地域教育の各段階で実施される農業体験学習の受け皿として農業体験学習の指導等を行うインストラクターを置くとともに、研修ほ場の管理や、研修メニューの作成により受入体制を整備する。		・受入者数 481人	
					引き続き実施する。	
12	学校給食担当者講習会	教育 (保体)	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に実施する。		平成23年6月28日県教育センターにて開催。(出席者258名)	隔年1回開催
					次回開催は、平成25年度予定のため24年度の実施はない。	隔年1回開催
13	岡山県学校給食研究協議大会	教育 (保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、その指導と管理運営の改善充実を図るため、当面する諸問題(衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究協議を行い、学校給食の充実発展と、職員の資質向上を図る。		主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成23年8月25日コンベックス岡山にて開催。(出席者686名)	年1回開催
					主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成24年7月31日にコンベックス岡山にて開催予定。	年1回開催
14	栄養教諭を中核とした食育推進事業	教育 (保体)	栄養教諭が中核となって、家庭や地域の団体等と連携・協力した食育の取組を行うとともに、家庭に対する効果的な働きかけの方策等について調査研究を行う。		「栄養教諭を中核とした食育推進事業」(地域は笠岡市)を実施した。	
					「栄養教諭を中核とした食育推進事業」(地域は矢掛町)を引き続き実施予定。	

食育推進施策の方向 5 地域特性を生かした取り組み

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
15	地域食育推進活動	保 福 (健推)	食育を総合的に推進するため、県内各地域で関係者の連携を深め、各地域の特性を生かした取組を進めるため、地域食育推進協議会を開催する。		・県内5保健所・4支所管内で地域食育推進協議会を開催した。	
					引き続き実施する。	
16	食料自給率向上県民運動の推進	農 水 (農企)	食料自給率向上に向けた県民運動として、食料自給率向上月間の設定、講演会の開催など、各種啓発活動を実施し、県民の食料自給率に対する関心の醸成を図る。		・岡山あぐり総合フェア及び食料自給率向上推進大会の開催・食料自給率向上推進大賞表彰式(10/29) ・啓発チラシ、野菜の種の街頭配布(10/1外) ・県庁舎への懸垂幕の掲示(10月)	
					引き続き実施する。	
17	地産地消の推進	農 水 (農企)	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を目指す。		・「おかやま地産地消の日」の普及・定着 ・地産地消協力店の登録拡大 ・直売所の運営支援 ・地産地消弁当コンクールの開催 ・地産地消おかやま村の開催 ・コンビニ等との連携	
					引き続き実施する。	
18	米の消費拡大	農 水 (農企)	米を中心とした栄養バランスに優れた「日本型食生活」を定着させるため、今後の食生活の動向に大きな影響を及ぼす若い世代に重点を置き、米の重要性の啓発とごはん食の普及を進める。		1 ごはん食出前講座 ・対象:栄養教諭、学校栄養職員等 ・1カ所(11月) 2 親子でごはんモリモリ講座 ・対象:小学生と保護者 ・4カ所(8, 10, 11月)	
					引き続き実施する。	

食育推進施策の方向 6 積極的な情報提供、意見交換

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)・予定	目標
19	ホームページ「健康おかやま21」の充実	保 福 (健推)	21世紀の県民健康づくり指針「健康おかやま21(食育含む)」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。		適宜更新を行う。	
					適宜更新を行う。	
20	小学生を対象とした社会科副読本	農 水 (農産)	次代を担う小学生を対象に本県の農林漁業の実態を正しく理解させるとともに、「食の大切さ」の認識を深め、「心の豊かさ」を醸成することを目的に、社会科副読本として作成・配布(岡山県農林漁業担い手育成財団)		19,800部を作成し、県内全小学校4年生に配布した。	
					引き続き実施予定。	
21	おかやま食育推進協賛事業	保 福 (健推)	地域で活動を行っている各種団体や、学校、企業、市町村等が行う事業で、食育推進の目的に沿って実施される事業を協賛事業として認定し、ホームページ等に掲載し活動を紹介する。よい事例は表彰を行う。		おかやま食育推進協賛事業 10件認定(当初からの認定は26件)	
					引き続き協賛事業として認定する。よい事例は表彰を行う。	

おかやま食育推進協賛事業認定状況

(平成24年2月末現在)

番号	事業の名称	事業主体	事業内容
1	「浜の母ちゃん」の親子魚料理教室	岡山県漁協女性部 連絡協議会	若い人や子供たちの「魚離れ」が進んでいる現状の中で、「新鮮な魚のおいしさ」を今一度知っていただき、そのおいしさを味わってもらうため、親子魚料理教室を開催し、魚についての知識、魚を使った料理、食べ方、簡単な加工品作りなどを伝えていく。
2	食べて元気 食べてしあわせ～ 今日から君もヘルスマン～	中国学園大学	大学祭の期間中に子どもから高齢者まで幅広い年齢層の地域住民を対象にし、楽しみながら食べもの、栄養、健康に関する知識・技術を体験的に学ぶ場を提供する。
3	「みて・きいて・つくって・たべる沖縄おうちごはん」 料理講座	F o o . D . A	ブームとなっている「沖縄」をキーワードに野菜と食を学ぶ料理教室を開催する。野菜の摂取量を増やすための料理を沖縄の野菜ソムリエを迎え学ぶ。
4	こども健康教室「小児の貧血」	笠岡第一病院 食育プロジェクト	外来診療で多く見られる「小児の貧血」をテーマとし食事指導、運動指導を行う。親子でできる運動やクイズ・ゲームなども行う。
5	「朝食毎日食べよう大作戦」	岡山県栄養改善協議会	中学生を対象に朝食の大切さを知ることができるようにおにぎりを取り入れた献立の調理実習を行い、規則正しい食習慣のきっかけ作りとする。
6	「GO!GO!奈義～見よう・食べよう・収穫しよう」	おかやまコープ	奈義町で行われている循環型農業を見学し、環境問題への理解を深めるとともに地元生産者との交流会、白ネギ、里芋の収穫体験により生産者と消費者の相互理解を深める
7	魔法のことばとクッキング ～まごたちわやさしい～	おかやまコープ	バランスの良い食事をするために、家庭で簡単にできる方法として「まごたちわやさしい」を広め、料理提案、調理、試食を通して具体的な実践方法を伝える。
8	Let's go 牛窓 ～地元野菜の産地をたずねよう～	おかやまコープ	瀬戸内市内の生産農家を訪ね、収穫を体験し、交流会をとおして、食と農、地産地消などへの理解を深める
9	産直交流「生ガキ・カキ打ち体験と生産者との交流」	おかやまコープ	食品の安全や地元産の良さを理解、実感するために「生ガキ」の産地、邑久町漁協へ出向き、カキ打ち体験や、生産者と交流する。
10	地場野菜 Café ～岡山の食を楽しもう～	おかやまコープ	地産地消や自給率のアップを実践するため、岡山の伝統食や旬の地場野菜を使ったメニューを提案し、利用を進めるきっかけ作りとする。

平成24年度岡山県食品衛生監視指導計画について

食品衛生法第24条第1項の規定により策定する平成24年度岡山県食品衛生監視指導計画の概要は次のとおりです。本計画は、県政の羅針盤である「第3次おかやま夢づくりプラン」に掲げる暮らしやすさ指標の一つである「食中毒等の件数」を達成するための施策を具体化したものであり、本計画により、食品の生産から流通・販売に至る各過程における安全の確保と県民の食品に対する安心の拡大を図ります。

1 食中毒対策

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス等による食中毒防止のための監視指導や施策を実施します。

- ・腸管出血性大腸菌等による食材の汚染実態調査 検体数：195件
- ・「ノロウイルス対策強化月間」の実施（11月）
- ・食中毒注意報等の発令：夏季及び冬季（ノロウイルス）

2 生食用食肉対策

規格基準に適合しない生食用食肉が販売・提供されることがないように、また内臓や鶏肉を生食用として提供することを自粛するよう監視指導を行います。県民へは、講習会や各種広報媒体により、食肉の生食によるリスクについての啓発を行います。

3 広域流通食品等事業者等を対象とした重点監視の強化

社会的影響度の大きい施設に対する重点監視を強化します。衛生管理、記録、表示等が適切に行われていることを確認するとともに、検査機器を用いて工程を検証するなど科学的な見地に基づいた監視を行います。

- ・重点監視 監視指導件数：1,261件以上

4 食品等試験検査の充実強化

従来 of 収去検査、試買検査等に加え、食中毒の病因物質として新たに確認された寄生虫の検査等に対応します。

- ・収去検査 検体数：3,000件
- ・輸入食品検査 検体数：510件

5 リスクコミュニケーションの推進

消費者の食の安全に対する理解の促進等を目的とした意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションを推進します。

第2次岡山県食の安全・安心推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県では、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、食の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に「岡山県食の安全・安心推進計画」（目標年次は平成24年度）を策定した。ついては、食の安全・安心の更なる推進を図るため平成25年度から平成29年度までの5カ年間に計画期間とする第2次食の安全・安心推進計画を策定する。

2 計画策定の考え方

- ・ 現計画の内容や施策の達成状況について評価を行うとともに、意識調査等により県民等のニーズを把握し、施策へ反映するための課題を抽出する。
- ・ 条例の基本理念のもと抽出された課題を踏まえ、第2次計画の基本方針を定め、これに基づき今後取り組むべき施策を体系化するとともに、目標設定を行う。
- ・ 県、食品関連事業者、教育関係者等の関係者、県民が第2次計画で掲げる様々な施策や目標についてそれぞれの責務・役割を明らかにする。

3 スケジュール（概要）

3月～6月	施策評価、県民意識調査、関係団体等からの意見聴取、課題抽出
7月～9月	関係課によるワーキンググループでの検討、計画素案の作成
10月	食の安全・食育推進協議会（計画素案の説明、検討等）
11月～12月	計画素案の決定 パブリックコメントの実施
平成25年1月	食の安全・食育推進協議会（パブコメ結果・最終計画案説明）
2月	第2次岡山県食の安全・安心推進計画の決定

条例の基本理念（食の安全・安心関係）

- ・ 県民の健康の保護、増進並びに豊かな人間形成に資することが最も重要という基本認識の下に関係者の協働で行う。
- ・ 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき適切に行う。
- ・ 県及び食品関連事業者による積極的な情報公開を図ることにより行う。
- ・ 県、食品関連事業者及び県民による情報の共有及び相互理解を図ることにより行う。
- ・ 環境への負荷が出来る限り低減されるよう配慮した上で行う。

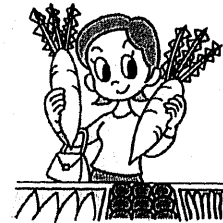
計画の趣旨

岡山県では、食の安全・安心に対する意識を高め、安全な食品への取組を強化するため、「岡山県食の安全・安心確保及び食育の推進に関する条例(以下「条例」という。)」を制定し、平成18年12月26日に施行しました。

今後、本県における食の安全・安心確保に関する施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、県民の皆様の健康で豊かな生活の実現に寄与するため、条例に基づき岡山県食の安全・安心推進計画」を策定します。

達成すべき目標

県民の食に対する信頼の確保



食品の安全性に第一義的な責任を有している食品関連事業者の自主的な取組を促進するとともに、県民をはじめ食品関連事業者との情報や意見の交換など行うことにより、県民の不安を解消し、食に対する信頼を高める施策の充実を図ります。

安全・安心な食生活の実現



生産から消費に至る一連の各段階で科学的知見に基づいた施策を進めるとともに、科学的かつ総合的な施策を進める上での基礎となる調査研究や人材育成など、食品の安全性を確保するための体制基盤の充実を図ります。

計画の体系 (概要)

4つの基本方針に基づき各施策を実行し、目標の達成を図ります。

県民の食に対する信頼の確保

安全・安心な食生活の実現

I.生産、加工、製造における食の安全確保

II.流通、販売、消費における食の安全確保

III.リスクコミュニケーションの推進

IV.協働の推進

岡山県食育推進計画次期計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県では、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に「岡山県食育推進計画」を策定した。平成20年3月県の健康づくり計画期間が2年間延長されたことに伴い、指標の目標値の見直しと計画期間を22年度から24年度までに延長した。

ついては、食育の更なる推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5カ年を計画期間とする次期食育推進計画を策定する。

2 計画策定の考え方

- ・これまでの食育の推進事業の成果や評価を行うとともに、県民健康調査の結果により県民の生活状況等を把握し、施策を反映するための課題を抽出する。
- ・国の策定した第2次食育推進計画を踏まえ、第2次計画の基本方針を定め、これに基づく様々なステージでの施策を示すとともに、新たな目標設定を行う。
- ・県、食品関連業者、教育関係者等の関係者、県民が第2次計画で掲げる様々な施策や目標についてそれぞれの責務役割を明らかにする。

3 策定スケジュール

7月～	次期食育推進計画素案の作成
10月	<u>食の安全・食育推進協議会（計画素案の説明、検討等）</u>
11月～	計画素案の決定 パブリックコメントの実施
1月	<u>食の安全・食育推進協議会（パブコメの結果、計画案の説明）</u>
2月～	次期食育推進計画の決定

4 国の第2次食育推進計画の概要

- ・計画期間 平成23年度から平成27年度の5年間
- ・施策の基本方針

【重点課題】

- ①生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

条例の基本理念(食育推進関係)

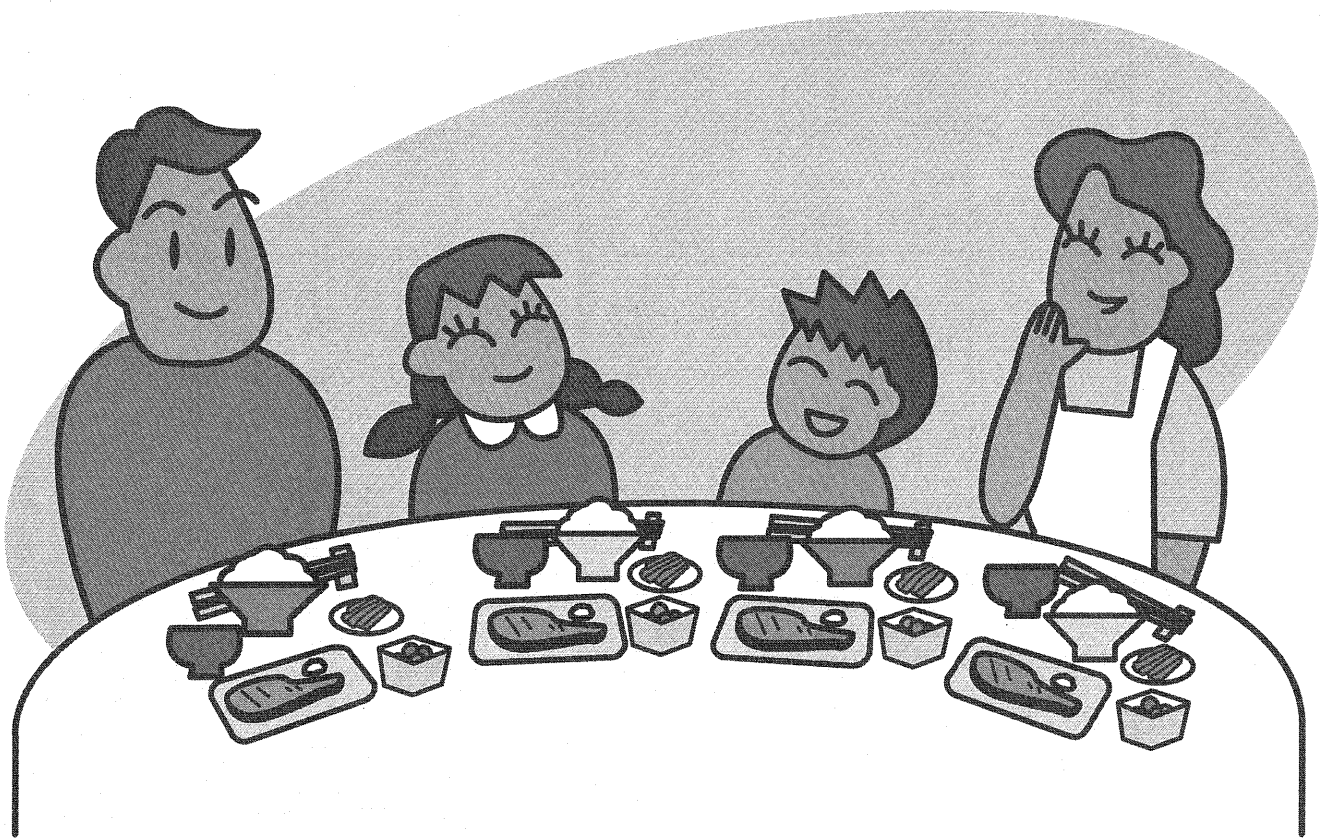
・家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保し、食を育む環境を整備することにより、県民が自らの食生活に関心を持ち、食を楽しみ、食に対する理解を深めるとともに、食に関する知識及び健全な食生活を実践するための技術を身につけることを目指して行う。

・県、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他の関係者すべての相互理解の下に、自発的意志を尊重しつつ、誰もが参加しやすい形で行う。

第2次食育推進基本計画が つくられました

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や目標について定めるものです。

平成18年3月に決定された最初の計画の期間が平成22年度末に終了し、今回新たに平成23年度からの5年を期間とする「第2次食育推進基本計画」がつけられました。



3つの重点課題

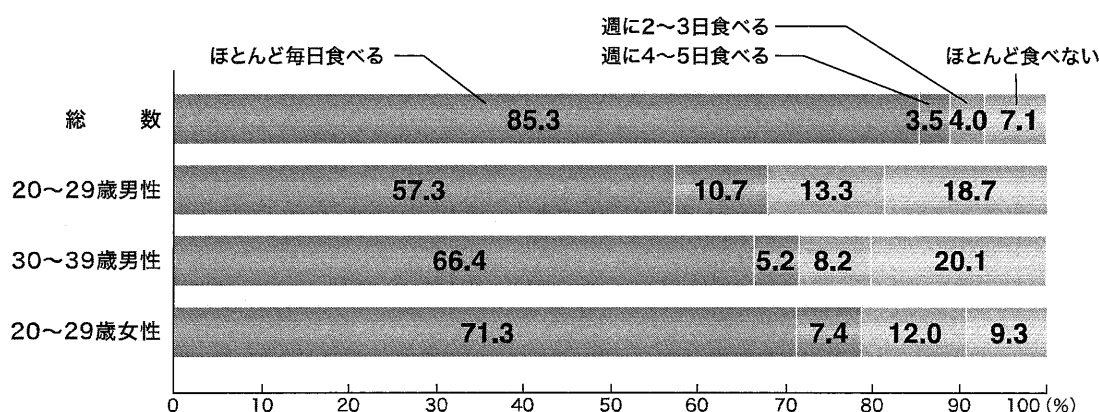
1

生涯にわたるライフステージに応じた 間断ない食育の推進

子どもから成人、お年寄りまで、生涯にわたって一人ひとりが食育の取組を実践する「生涯食育社会」を目指します。



20~30歳代男性で、朝食を「ほとんど食べない」人の割合が高い



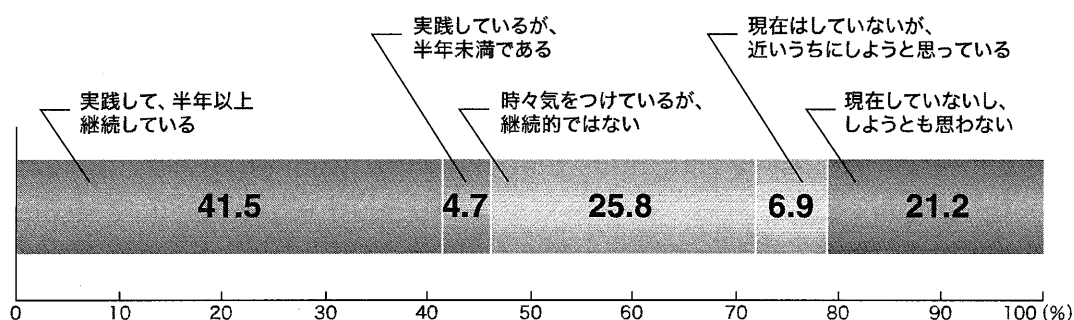
2

生活習慣病の予防及び改善につながる 食育の推進

食生活の改善を国、地方公共団体、関係機関・団体が連携して推進し、生活習慣病の予防や改善につなげます。



メタボリックシンドロームの予防や改善のための食事・運動等を 半年以上実践している人は約4割

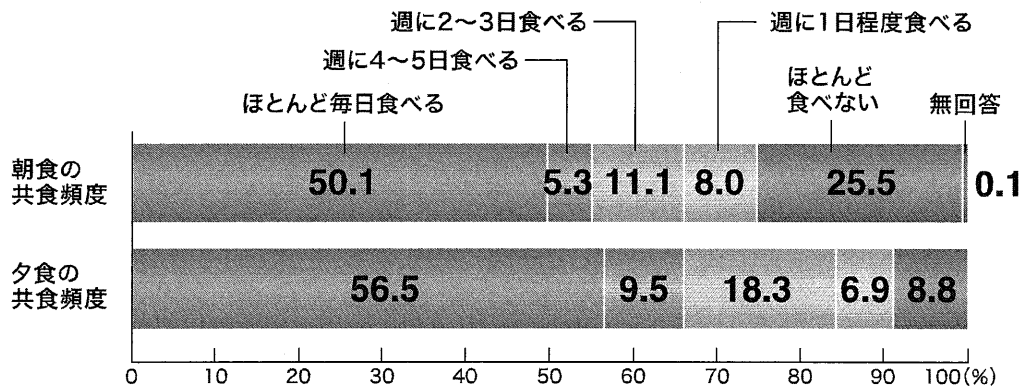


3

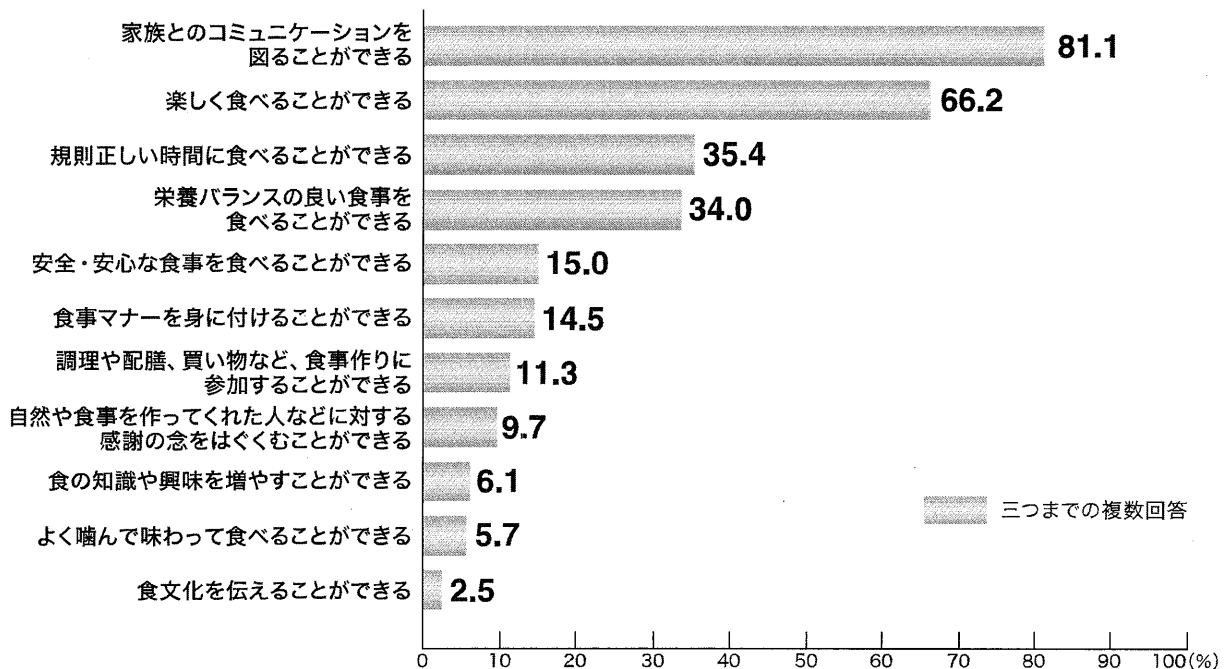
家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子ども健全な食生活の確立をめざします。

朝食や夕食をほとんど毎日家族と一緒に食べている人は約半数



家族と一緒に食事することの良い点として、8割の人が「家族とのコミュニケーションを図ることができる」を挙げている



資料はいずれも内閣府「食育の現状と意識に関する調査」(平成22年12月)

基本計画の内容

基本計画では、以下のように目標値を設定し、取り組んでいくこととしています。

	現状値	目標値 (平成27年度末)
食育に関心を持っている国民の割合の増加	70.5%	90%以上
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	朝食+夕食 =週平均9回	10回以上
朝食を欠食する国民の割合の減少	子ども 1.6%	0%
	20歳代~ 30歳代男性 28.7%	15%以下
学校給食における地場産物を使用する割合の増加	26.1%	30%以上
栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	50.2%	60%以上
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	41.5%	50%以上
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	70.2%	80%以上
食育の推進に関わるボランティアの数の増加	34.5万人	37万人以上
農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	27%	30%以上
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	37.4%	90%以上
推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	40%	100%

岡山県食育推進計画

みんなで食育を考えよう 

食育とは...

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を送ることができる人づくりです。

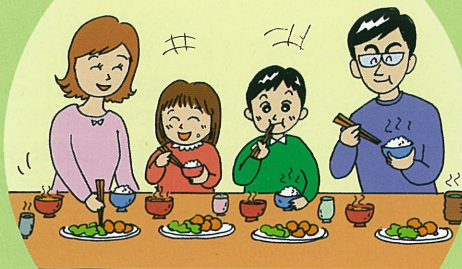
食育の推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことが目的です。

知育・徳育・体育の基礎として食育を位置付け、県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践していくことが大切です。

食育



地域・ボランティア



家庭



学校



食品関連事業者



農林漁業者

岡山県
の特徴

- 恵まれた農林水産物や地産地消の推進
- 地域食材を生かした魅力ある食生活、食文化の継承
- 先駆的ボランティアの活動

家庭、学校、地域、ボランティア等と協働ですすめます。

岡山県食育推進計画の体系

策定の趣旨

計画策定の趣旨

- ◎社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、栄養摂取の偏りや欠食など食をめぐる問題が生じるなか、生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむ食育の重要性が注目され、平成17年7月食育基本法が施行されました。
- ◎本県では、食の安全と食育を総合的、計画的に推進するため、「食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」を制定しました。
- ◎この条例に基づき、家庭、学校、地域、ボランティア等の協働により食育を推進していきます。

位置づけ

- ◎食育基本法、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例に基づく岡山県食育推進計画です。
- ◎計画の期間は、平成19年度から平成22年度です。

目指すべき方向と重要な視点

【目指すべき方向】

「食べることをもっと考えよう」 ～食の意義や重要性を実感しよう～

【食育推進のための重要な視点】【4本の柱】

- ①「家庭」における食育の推進
家族で食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供
- ②子どものときからの食育の推進
子どものときから様々な場で食について体験し、考える機会を提供
- ③魅力あふれる食文化の継承
学校給食等での地産地消の推進や、岡山県の食文化の継承
- ④協働で食をはぐくむ環境整備
家庭、保育所、学校、地域やボランティア、企業等との協働

目指すべき方向

「いただきます」「ごちそうさま」もったいないという感謝の気持ちをはぐくむ

食育推進の施策の方向

家庭での食事の大切さを実感し、正しい食習慣を身につける

食を楽しみ、選択する力をつける

体験を通じた食育の推進

食育を進める人材の育成、活用

地域特性を生かした取組

積極的な情報提供、意見交換

ボランティアの活用
食文化継承の担い手育成

毎年6月は食育月間
毎月19日は食育の日
ホームページ、メールマガジンの活用

分野別施策

・食育推進体制の整備

家庭、地域、保育所、学校、ボランティア等との協働で食育を進めます。

・家庭における食育の推進

健全な食習慣を確立するため、家庭の役割や食育の重要性について理解を深めていきます。

・地域における食育の推進

地域ぐるみで子どもの生活リズムの向上を図ります。
地域の伝統料理、食文化を継承します。

・保育所等による食育の推進

家庭や地域への食育の発信拠点としての役割を担っていきます。

・学校における食育の推進

学校給食の地場産物利用率の向上、体験学習の推進を行います。
栄養教諭をはじめ食育担当者の指導體制の確立を図ります。

・農林水産業者等における食育の推進

地産地消の推進、各種体験学習への支援を行います。

・食品関連事業者等における食育の推進

リスクコミュニケーションの推進を図ります。

・消費者における食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進、食の安全に関する情報提供を行います。

・ライフステージごとの特性、課題

乳幼児期、学童期から思春期、青壮年期、中高年期、高齢期別の特性に応じた取組を進めます。

食材の本来の味を知る

食べ物に関する体験をふやす

地産地消の推進
食文化の継承

県計画の指標

朝食を毎日食べる人の割合の増加

20歳代男性 43.6%→85%
30歳代男性 47.7%→85%以上
学童・生徒 81%→86%

学校給食における地場産物を使用する割合の増加

25%→40%

適正体重を維持している人の割合の増加

20～60歳代男性の肥満 25.4%→15%以下
40～60歳代女性の肥満 29.2%→20%以下
20歳代女性のやせ 33.3%→15%以下

食塩摂取量の減少

10.2グラム→10グラム未満

野菜の摂取量の増加

277グラム→350グラム以上

栄養成分表示に協力する施設の増加

543施設→600施設以上

量、質とともに、きちんとした食事をする人の増加

56.3%→70%以上

食品を選んだり、食事を整えるのに困らない知識や技術のある人の増加

48.8%→60%以上

自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加

成人男性44.9%→80%以上

成人女性68.2%→80%以上



食育の推進

県民の皆さんが家庭、学校、地域などのあらゆる場所で、食についてもっと考える機会を作り、自らの食生活に関心を持つとともに、食を楽しみ、食に対する理解を深めることを目指します。

家庭における食育の推進

親子で楽しむ料理教室などを開くことで、家族一緒に食事をする大切さを広めていきます。



こんにゃくづくり



子どもの食育の推進

地産地消給食の推進や農業体験学習など子どもの食育を推進します。



農業体験

食文化の継承

ばらすし、ママカリ料理などの地域の伝統ある優れた食文化や料理などを継承するための活動を支援します。



問い合わせ先

岡山県保健福祉部健康対策課

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6
TEL. 086-226-7328 FAX. 086-225-7283
健康対策課ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/kentai/kentai.htm>

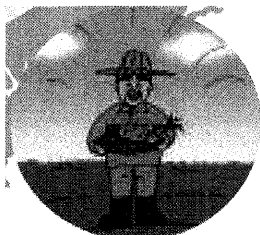


(岡山県マスコット ももっち)

(改訂版)

岡山県食育推進計画

食育とは



様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を送ることができる人づくりです。

食育の推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことが目的です。

知育・徳育・体育の基礎として食育を位置付け、県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践していくことが大切です。

計画期間

平成19年度～平成24年度（平成22年度を延長）

目指すべき方向

「食べることをもっと考えよう」～食の意義や重要性を実感しよう～

重要な視点

【4本の柱】

①「家庭」における食育の推進

家族で食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供

②子どものときからの食育の推進

子どものときから様々な場で食について体験し、考える機会を提供

③魅力あふれる食文化の継承

学校給食等で地産地消の推進や、岡山県の食文化の継承

④協働で食をはぐくむ環境整備

家庭、保育所、学校、地域やボランティア、企業等との協働



計画の指標

※ゴシック：今回改訂分

指標	目標値
朝食を毎日食べる人の割合の増加	20歳代男性 43.6%→85% 30歳代男性 47.7%→85%以上 学童・生徒 81%→88%
学校給食における地場産物を使用する割合の増加	25%→47%
適正体重を維持している人の割合の増加	20～60歳代男性の肥満 25.4%→15%以下 40～60歳代女性の肥満 29.2%→20%以下 20歳代女性のやせ 33.3%→15%以下
食塩摂取量の減少	10.2グラム→10グラム未満
野菜の摂取量の増加	277グラム→350グラム以上
栄養成分表示に協力する施設の増加	543施設→1,060施設以上
量・質ともに、きちんとした食事をする人の増加	56.3%→70%以上
食品を選んだり、食事を整えるのに困らない知識や技術のある人の増加	48.8%→60%以上
自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加	成人男性 44.9%→80%以上 成人女性 68.2%→80%以上

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例

平成18年12月26日
岡山県条例第79号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 食の安全・安心の確保（第10条—第20条）

第3章 食育の推進（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に対する食の重要性にかんがみ、食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全・安心」という。）の確保並びに食育の推進に関し、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- 二 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- 三 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 四 教育関係者等 食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。
- 五 農林漁業者等 食育基本法第11条第2項に規定する農林漁業者等をいう。

（基本理念）

第3条 食の安全・安心の確保及び食育の推進は、県民の健康の保護及び増進並びに豊かな人間形成に資することが最も重要であるという基本的認識の下に、関係者の協働により行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食品等による人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき適切に行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、県及び食品関連事業者による食の安全・安心の確保に関す

る情報の積極的な公開並びに県、食品関連事業者及び県民による食の安全・安心の確保に関する情報の共有及び相互理解を図ることにより行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、環境への負荷（人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。第17条において同じ。）ができる限り低減されるよう配慮した上で行われなければならない。
- 5 食育の推進は、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保し、食をはぐくむ環境を整備することにより、県民が自らの食生活に関心を持ち、食を楽しみ、食に対する理解を深めるとともに、食に関する知識及び健全な食生活を実践するための技術を身に付けることを目指して行われなければならない。
- 6 食育の推進は、県、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他の関係者すべての相互理解の下に、自発的意思を尊重しつつ、誰もが参加しやすい形で行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、第1項の施策を地域の実情に応じて、策定し、及び効果的に実施するため、市町村との連携を図るものとする。

（食品関連事業者の責務）

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、安全で安心な食品を提供するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者等の責務）

第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、食の安全・安心を確保するために必要な措置を講じ、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（農林漁業者等の責務）

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、

県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 食の安全・安心の確保

(食の安全・安心推進計画)

第10条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県食の安全・安心推進計画（以下この条において「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全・安心の確保に関する総合的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画を策定するに当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者等及び農林漁業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程について、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第12条 県は、食の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、及び当該事態に迅速かつ適切に対処するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、食の安全・安心を確保するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第14条 県は、食の安全・安心に関する最新の情報その他科学的知見に基づく情報の収集、整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(情報及び意見の交換)

第15条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と食品関連事業者が相互に理解を深めるため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

2 食品関連事業者は、食の安全・安心を確保するため、県民に対し自らの事業活動に関する正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(適正な表示の確保等)

第16条 県は、食品の適正な表示が確保されるよう関係法令の適切な運用を図るとともに、

食品の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全で安心な農林水産物の供給)

第17条 県は、安全で安心な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物の生産に係る履歴の記録及び管理が適切に実施されるとともに、環境への負荷の低減に配慮した生産方式が導入されるよう、技術の開発、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主回収の報告等)

第18条 食品関連事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であつて、当該食品等が人の健康への悪影響の発生を防止する観点から規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への悪影響の発生を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の実効性を確保するための指導を行うことができる。

3 第1項の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(県民からの申出に対する調査等)

第19条 知事は、食品等が人の健康に危害を及ぼし、又はそのおそれがあるとして、県民から適切な措置を講ずるよう申出があつたときは、必要に応じ関係機関と連携して速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(健康危害情報の公表)

第20条 知事は、食品等による人の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、県民に必要な情報を公表するものとする。

一 前条の調査の結果、当該食品等が人の健康に重大な危害を及ぼすと認められるとき。

二 関係法令の規定に違反し、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通しているとき（関係法令の規定により公表されたときを除く。）。

三 その他公表することが公益上必要であると認められるとき。

第3章 食育の推進

(食育推進計画)

第21条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県食育推進計画（以下この条において「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する総合的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第10条第3項及び第4項の規定は、計画の策定及び変更について準用する。

(食育推進活動の展開)

第22条 県は、食育の推進に当たっては、教育関係者等及び農林漁業者等と連携して、食育に関する専門的な知識を有する人材の育成及び活用を図るとともに、県民、食品関連

事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、地域の特色を生かした取組を促進するものとする。

2 県は、県民が食について考える機会を確保し、食に対する理解を深めることができるよう、健全な食生活の実践、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。第24条において同じ。）の推進等に関する情報の提供を行うものとする。

3 県は、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等が行う食育の推進に関する活動が相互の連携により展開されるよう、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

（家庭における食育の推進）

第23条 県は、食育において家庭が重要な役割を担っているとの認識の下に、家庭における健全な食習慣が確立されるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、家族で参加する料理教室その他の食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供等により、家庭における食育の推進を支援するものとする。

（子どもの食育の推進）

第24条 県は、県民が子どもの時から健全な食習慣と食を選択する力を自ら身に付けることができるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、給食における地産地消の推進、食に関する様々な体験学習を行うこと等により、食育の推進を図るものとする。

（食文化の継承）

第25条 県は、県民が地域の伝統ある優れた食文化への理解を深め、これを継承していく活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

おがやま **食育** 推進協賛事業



食育は、関係者の協働により、様々な食育推進のための活動が広く行われ、地域に定着することが大切です。
県では、地域で活動を行っている各種団体や、学校、企業、市町村等が行う事業で、食育推進の目的に沿って実施される協賛事業を募集しています。

おがやま食育
推進協賛事業と
認定されると？

- 「**岡山県食の安全・食育推進協議会協賛事業**」と表示できます。
- 報道機関への発表を希望するときは、**事業について報道機関にPR**します。
- 食育の推進に大きく寄与する先駆的な取組や食育が定着するための模範となるような事例については、表彰し**岡山県のホームページに掲載**することで活動を広く紹介します。



おがやま食育
推進協賛事業の
流れは？



- ①食育を推進するための事業を企画
- ②申請書を提出（裏面）
- ③協賛事業の認定（報道機関へ事業を発表）
- ④事業の実施
- ⑤実施報告書を提出
- ⑥先駆的な取組・模範的な事例については表彰します

問い合わせ・申し込み先

岡山県 保健福祉部 健康推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話 **086-226-7328**
ファックス **086-225-7283**



岡山県マスコット
ももっち

要領、申込書などは岡山県健康推進課のホームページに掲載しています。

岡山県健康推進課 検索

おかやま食育推進協賛事業 申請書

事業の名称			
事業主体			
期日 または 期間		開催 場所	
関係者数	人	プレス 発表の 希望	有 ・ 無
参加者 見込み数	人		
事業内容	(事業に係る予算書を添付してください)		
代表者 (連絡先)	住所〒		
	フリガナ 氏名	TEL	()
	勤務先	TEL	()

岡山県食の安全・食育推進協議会 座長 様

平成 年 月 日 (申請者住所)

(申請者氏名)

要領、申請書などは岡山県健康推進課のホームページに掲載しています

岡山県健康推進課 検索 

早ね早おき朝ごはん できることから一つずつ

サッカーも生活も リズムが大切だ。



DF #2
Masahiko SAWAGUCHI

GK #21
Hidenori MAGO

MF #18
Tadashi TAKEDA

11月は、「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上キャンペーン月間です。

制作／岡山県「早ね早おき朝ごはん」県民運動推進委員会・岡山県教育委員会

「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上
マスコットキャラクター

やってみよう! その①

クロスワードを完成させよう。カギとキーワードを参考にしな!

よこのカギ

- あさひをあびて「おはよう」
- はやくねましよう よふかしなし
- たまにはゲームなしですごしましょう
- げんきいっぱい ○○○○○
- おうちでのきまりをつくりましょう
- ほんをよもう
- みなおそう ○○○○○○○○○

たてのカギ

- まいあさモグモグしよう
- しょくじちゅうは ○ー○○○
- しゅくだいがいもやってみよう
- おうちのしごともやっちゃおう

【キーワード】

このなかのことはからえらんでね
はやね はやおき あさごはん のーげーむ
のーてれび るーるをつくろう
せいかつしゅうかん かていがくしゅう どくしょ
おてつだい そとあそび

これでぱっちり!
ぱっちりモグモグ!



「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上
マスコットキャラクター

やってみよう! その②

クロスワードができたら、A~Eに入った文字を右の□の中に入れてみよう。言葉ができるよ!

A B C D っ ぱ E おかやまのこども

やってみよう! その③

きょうからがんばってみることを書いてみよう!
上にある【キーワード】の言葉を参考にしてみ。

わたし・ぼくは をがんばります!

できることから一つずつ

- いつも決まった時刻に、パッと起床!
- 朝日を浴びて、体内時計をリセット!
- きちんと朝ごはん、モグモグ習慣!
- 元気にランラン、運動習慣で体力づくり!
- 家庭で学習・読書、コツコツ習慣!
- メディアと上手にお付き合い、しっかりルール!
- 寝る前は強い光よ、サヨウナラ!
- いつも決まった時刻に、おやすみなさい!

HPも見てね!

ぱっちり!モグモグ

検索



このパズルは
①のやりかたで